

太宰府市教育委員会
教育長 樋田京子様
(教育部学校教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 實原隆志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 4 年 9 月 27 日付 4 太教学第 2011 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 6 月 23 日付 4 太教学第 1055 号で行った情報非公開決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求（令和 4 年 6 月 9 日付）に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

① 情報公開請求

審査請求人は、令和 4 年 6 月 9 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条に基づき、「令和 4 年 4 月及び 5 月に開催された太宰府市立学校給食改善研究委員会（第 1 回から第 5 回）の議事内容をまとめた書類（会議録、議事録など）」（以下「本件情報」という。）の公開請求をした。

② 非公開決定

実施機関は、「公開請求に係る情報が不存在」との理由により本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 9 月 13 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和 4 年 10 月 6 日付の反論書及び同月 25 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

太宰府市立学校給食改善研究委員会（以下「給食委員会」という。）で配布された書

類を情報公開にて入手したところ、第2回から第5回の給食委員会資料には、それぞれ前回の給食委員会の議事録（要約）が入っていた。

情報公開条例第2条で「情報」は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、文面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関で保有しているものをいう。」と定義されている。つまり、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であること」「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関で保有しているもの（組織共用文書）」の2点を満たせば条例が定義する情報に該当する。

この視点から、第1回から第4回の給食委員会議事録（要約）又は議事記録（要約）を含む第2回から第5回の給食委員会資料を見てみると、当該資料は、実施機関の職員が職務上作成した文書であり、組織共用文書として保存活用される文書である。以上から「条例情報」に該当する。つまり、本件処分を行った令和4年6月23日時点で、第1回から第4回給食委員会に係る本件情報は、存在する。

また、第5回給食委員会の本件情報については、弁明書3頁上から4行目から6行目にこれに関する記述があるが、その記述から判断すると第5回給食委員会の本件情報は、給食委員会委員に送付し内容確認後、令和4年6月6日以前に第5回給食委員会の本件情報が作成されていることは確かである。この第5回給食委員会の本件情報を添付した内容確認の依頼文書は、実施機関の職員が職務上作成した文書であり、組織共用文書として保存活用される文書である。以上から判断して「条例情報」に該当する。つまり本件処分を行った令和4年6月23日時点で第5回給食委員会についても本件情報は存在する。

以上から、本件処分は、情報を公開しない理由がないので、本件処分の取り消しを求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和4年9月27日付の弁明書及び同月25日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

給食委員会の議事記録（要約）については、会議時に前回会議記録（要約）を委員に示し、会議の内容や発言の趣旨内容等を確認してもらうことで、前回の会議の流れのおさらい並びに委員の発言及び給食委員会会議全体の流れの誤差修正を図り、会議の整理と効率化を目的とし、資料に加えたものである。このことは、第3回から第5回の給食委員会議事記録（要約）に、「前回会議の議事記録（要約）を確認のため黙読する。」という内容が明記されており、第2回の給食委員会議事記録（要約）においては、明記はないが前回会議の内容をおさらいする部分で活用している。

また、第5回給食委員会は、一連の会議の最後であり、議事記録（要約）については会議の場で委員に確認してもらうことはできないため、各委員に郵送し、修正等がある場合は令和4年6月6日までに連絡するよう依頼している。このとおり、審査請求人が、存在するとしている各回の議事内容をまとめた書類は、各委員の確認や決裁が完了して

いない、未完成の（案）を指していることになる。

実施機関においては、この内容は「組織的に用いる」情報であり、後に公開を予定して決裁過程を経るものとしていたことから、情報公開請求時点で決裁が完了していない状態は不存在として、情報非公開処分とすることが適当であるとの理由から、本件処分を行ったものである。

また、情報は後に決裁が完了すれば公開することができるものであったが、本件処分時点でその期日は明らかではなかった。そのため、本件処分通知においては公開することができる期日を示していないが、審査請求人に対しては、本件処分通知時に不存在であることの説明を行い、また決裁が完了し太宰府市ホームページに公開された時点で、電話にて連絡し、その旨を伝えたところである。

5 審査会の判断

情報公開条例では、情報の公開義務を定め、その場合の「情報」の定義は情報公開条例第2条第2号にあり、情報公開条例第10条各号で挙げられている非公開事由に該当しない限り、当該「情報」は公開されなければならない。本件では、本件情報の「情報」の該当性が認められる場合において、情報公開条例第10条の各号の挙げる非公開事由該当性について検討する。

(1) 「情報」該当性について

① 情報公開条例における「情報」

情報公開条例の下で公開の対象となるのは、「情報」である。同条例第2条第2項によると、情報公開条例のいう「情報」に該当するのは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」等であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」として、「当該実施機関が保有しているもの」である。これに従えば、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」であれば、決裁、供覧等を経ていないものであっても条例上の「情報」足り得ることになり、当該の文書が「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とみなされるべきものであったかを検討する必要がある。そして、そのようにみなすことが可能な場合には、当該の文書は情報公開条例の下での「情報」に該当することになり、そうした情報が非公開事由に該当するかどうかの検討に移ることになる（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説[第8版]』（有斐閣、2018年）50頁以下参照）。

② 本件「議事記録（要約）」について

各回の給食委員会の資料となっている各前回の給食委員会の議事内容をまとめた書類について、実施機関は、弁明書において「情報公開請求時点で決裁が完了していない状態は不存在として、情報非公開処分とすることが適当であるとの理由から、本件処分を行ったものである。」との主張を行っている。

このことから、本件で非公開とされた文書は、議事記録（要約）についての決裁が完了していない文書であるにとどまり、職務上作成され、組織的に用いる資料であると考えられる。よって、本件「議事記録（要約）」は情報公開条例が情報公開の対象としている「情報」に該当するものと考えらるべきである。

(2) 情報公開条例第10条の挙げる非公開事由該当性について

① 情報公開条例第10条への位置づけ：同条第4号該当性

情報公開条例において「情報」に該当する文書は同条例第10条に基づく公開の対象となるが、同条の各号では非公開事由がその例外として列挙されている。そのうち、同条第4号によれば「市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報」であって、「公開することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査」等の「公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの」は、公開を要しない。それゆえここでは、当該の文書が「意思形成過程に関する情報」であるかだけでなく、公開されることで生じ得る不利益の大きさを基準として、当該の情報の公開の要否を検討する必要がある(宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説[第8版]』(有斐閣、2018年)120頁以下参照)。

② 本件「議事記録(要約)」について

「本件処分決定時点の令和4年6月23日において、決裁が完了していない状況であり、そのような状況にある文書を開示することにより、誤った情報で認知される可能性があるため、通知時点では開示できなかったもの」との実施機関の主張については、認められる。

一方審査請求人は、本件処分を行った時点で第5回給食委員会についても本件情報は存在することを理由に本件処分の取り消しを求めている。

非公開処分の理由の不備については、瑕疵の治癒について意見が分かれるところではあるものの、本件については情報公開条例10条第4号の非公開事由に該当し得るものであると考えられる。

(3) まとめ・結論

以上のことから、本件情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、不存在を理由とした実施機関の判断は妥当でなく、情報公開条例10条第4号の非公開事由に該当すると考えられる。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請(諮問)について、次のように審査を行った。

令和4年10月12日 第1回審査会(審議)

令和4年10月25日 第2回審査会(口頭意見陳述、審議)

令和4年11月6日 第3回審査会(審議)